

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案について

1 改正の概要

近代美術館は、昭和59年8月に開館し、特色あるコレクションの形成や、それを核とした様々なテーマでの展覧会の開催などの活動を行ってきた。

さらに近年は、滋賀ならではの文化財やアール・ブリュットなど、展示する作品の時代や分野が広がってきたところである。

今般、改修工事のための長期休館を経て、令和3年6月下旬に「かわる、かかわるミュージアム」をコンセプトに再開館するにあたり、新たな館の姿勢を表すため、館の名称を「滋賀県立近代美術館」から「滋賀県立美術館」に変更する。

2 変更理由

再開館にあたり、美術館がさらに積極的に様々な表現や活動と柔軟に向き合い、多様性をより深く感じられる場となることを目指して、館の名称から特定の時代や傾向を想起させる「近代」を外すもの。

3 今後の予定

- ・令和3年4月1日 館名変更
- ・令和3年6月27日 再開館